

第1章 プランの背景

1 国、東京都、西東京市の動向

(1) 国の動向

平成17年12月、¹中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、「障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び支援を行う」という理念及び制度改正の方向性が示されました。これに基づき国は、平成18年6月に「学校教育法」の一部改正を行い、平成19年度を節目として、従来の障害の程度等に応じて特別な場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「²特別支援教育」への転換を図りました。

その後、文部科学省は、政府の障害者制度改革の動きにより中央教育審議会に、平成22年7月「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置し、平成24年7月に「共生社会の形成に向けた³インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」をまとめました。

「共生社会」とは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のことです。このような社会の形成に向けて、特別支援教育を着実に進めていく必要があると述べられています。インクルーシブ教育システムにおいては、個別の教育的ニーズを見据えて、最も的確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。また、小・中学校における通常の学級、通級指導、⁴特別支援学級、⁵特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるとされています。

(2) 東京都の動向

東京都では、国の動向を踏まえて、社会的自立を図る力や地域の一員として生きていく力を育て、共生社会の実現に貢献するために、障害の種類や程度に応じた教育の場の整備や適切な就学の推進が大切であるとの認識を明確にしながら、東京都特別支援教育推進計画第一次（平成16年度～19年度）及び第二次（平成20年度～22年度）実施計画を策定し、特別支援教育体制の整備や個に応じた教育内容の充実を図ってきました。その後、平成22年11月「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画～すべての学校における特別支援教育の推進を目指して～」(3年延長して平成23年度～平成28年度)を策定し、特別支援教育の推進の方向性について、全都的な視点に立って展望を明らかに

しました。区市町村における特別支援教育推進体制の整備については、下記枠内のおり提起されています。

I 小・中学校における発達障害の児童・生徒に対して

1. 新たな特別支援教育推進体制（重層的な支援体制）整備の基本的な考え方

- ・すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)の計画的な配置
- ・「重層的な支援体制」の確立
(通常の学級、特別支援教室、通級指導学級および固定学級の役割分担の明確化)
⇒発達障害の程度等に応じた教育内容・方法の充実と適切な就学の一層の推進を図る

2. 特別支援教室、通級指導学級、固定学級それぞれの機能

①特別支援教室

- ・通級指導学級を利用している児童・生徒の指導内容の一部または全部を担う機能
- ・在籍学級におおむね適応しているが一部特別な指導を必要とする児童・生徒への個別支援を行う機能
- ・通級指導の終了に向けた計画的指導の場としての機能

②通級指導学級

- ・特別支援教室への、巡回指導・相談の拠点校としての機能と小集団指導を行う拠点校としての機能

③固定学級（自閉症・情緒障害特別支援学級）

- ・通級による指導では学習又は生活上の困難を改善・克服することが難しいと思われる児童・生徒に対する教育的支援

3. 在籍校・在籍学級及び区市町村教育委員会の役割

- ・知的な遅れのない発達障害の児童・生徒の在籍学級・在籍校における指導体制や指導内容・方法の工夫や改善
- ・「重層的な支援体制」を十分機能させていくために、都教育委員会と緊密な連携を図りながら、特別支援学級の適正規模の配置や教員及び学校の専門性の向上に努める必要がある

4. 特別支援教室モデル事業（小学校で3か年計画）の実施

II 特別支援学級の指導内容・方法の充実

- ・学級数・在籍者の増加傾向、指導力のある教員の減少、教員の専門性の向上は極めて緊急性の高い課題
- ・具体的な支援方を検討する必要がある
⇒自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程、情緒障害等通級指導学級の教育課程、知的障害特別支援学級の教育内容・方法の充実、交流及び共同学習の推進

III 区市町村における特別支援教育推進体制整備への支援

- ・新個別指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用、進級進学にあたっての意向支援の機能強化（福祉部局との連携）
- ・国の動向を注視しながらも、適切な就学の更なる推進に向けて、市町村への支援策を講じる

東京都では、この「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づき、平成23年度から、自閉症・情緒障害学級の指導内容の研究・開発事業や、⁶発達障害の児童・生徒の指導方法の研究・開発事業、⁷個別の教育支援計画の充実事業等を、平成24年度からは3年間にわたって、特別支援教室モデル事業等を実施してきています。その結果から様々な課題も見えてきており、今後の研究の必要性が提示されています。

また、⁸副籍制度については、アンケート調査を実施し、基本的考え方を示しています。今後の方向性として、共生地域の実現や、つながりを確かなものとする制度及び内容の充実、つながりを支える人々への理解推進の充実などを提示しています。

(3) 西東京市の動向

西東京市教育委員会では、国、東京都の動向を踏まえて、平成 18 年 9 月に西東京市特別支援教育庁内検討委員会を設置し、西東京市の特別支援教育の方向性を明確にするとともに、施策の体系化を図りました。

また、平成 21 年 4 月には西東京市特別支援教育検討部会を設置し、「西東京市における特別支援教育～現状・課題と今後の取組～」(平成 22 年 3 月)を作成し、個別の教育支援計画作成の推進、⁹特別支援教育コーディネーターによる校内連携の充実、教育委員会などによるサポート機能の有効活用を示し、西東京市の特別支援教育の基本的な考え方及び具体的取組の方向性について明確にしました。さらに、平成 22 年 4 月の組織改正により教育支援課を新設し、その後、平成 22 年 8 月には西東京市特別支援教育検討委員会(以下検討委員会)を設置し、西東京市の特別支援教育に関する取組の検証等を行ってきました。

平成 23 年 3 月の¹⁰専門家チーム会議においては、社会の変化や発達障害に関する理解の広がりや制度改正の中、様々な背景から特別な支援を要する児童・生徒の増加している状況、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」の発達障害の児童・生徒に対する重層的な支援体制の整備や¹¹特別支援教室構想等を踏まえた上で、現在の特別支援学校高等部の状況や教育と福祉の行政サービスの現状、西東京市で実績を積み重ねてきた情緒障害の固定制特別支援学級の今後のあり方等、当市の課題として取り組むべきことが議論されました。その結果、通常の学級においては特別支援教室構想を視野に入れた校内委員会の強化や¹²通級指導学級(「通級」と呼ぶ)のあり方、今後の固定制特別支援学級のあり方を研究・検討していく必要性が明確になりました。

そこで、平成 24 年 4 月、検討委員会に市内の教員を委員とした作業部会を設置し、数回にわたり専門家チーム会議において助言をいただきながら、平成 25 年 4 月に「西東京市特別支援教育検討委員会、平成 24 年度における検討経過報告書」をまとめました。その中で、①統一様式(¹³教育支援ツール)と市教育委員会専門家派遣の必要性、②発達障害に対する教育の問題及び背景を踏まえた固定制の特別支援学級の今後のあり方、③固定制の特別支援学級の増設について、一定の方向性を示しました。また、今後の検討課題として、①通常の学級における個に応じた支援の充実、②固定制の特別支援学級、通級の内容の充実と条件整備、③「特別支援教育」、「個に応じた教育支援」、「障害」などに関する理解啓発

の必要性、④特別支援プロジェクト構想（乳幼児期から教育、就労、生活、老後などの一生をとらえた連続した支援）に向けての教育委員会としての検討の必要性、などを明確にしました。

今後は、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもに対して一人ひとりに必要な教育支援を行うことを基本的な考え方としていきます。教育支援ツールを活用することにより、教員が子どもを多角的、総合的にとらえて課題を把握し、教育相談や生活指導の取組、福祉的問題への対応などとも強く関連付け、適切な教育的支援を行えるようにしていくことが必要です。各課題への取組は、平成26年度から始まる西東京市第2次総合計画及び西東京市教育計画に反映させ、同時に、その具体的な展開を示すために「西東京市教育支援推進プラン」を策定することになりました。

これまでの検討の流れを以下に記載します。

① 教育委員会の特別支援教育に関する流れ

年 月	設置組織／施策	実施内容
平成18年9月	「西東京市特別支援教育庁内検討委員会」設置	
	「西東京市における特別支援教育の実施について」平成19年3月	西東京市の特別支援教育の方向性、施策の体系等のまとめ、枠組みの構築 ・個別指導計画の作成・校内委員会の設置 ・特別支援教育コーディネーター研修の開催 ・中学校通級の開設・専門家チーム設置 ・学校支援アドバイザーの派遣 ・指導補助員の導入
平成21年4月	「西東京市特別支援教育検討部会」設置	
	「西東京市における特別支援教育～現状・課題と今後の取組～」平成22年3月	・一貫性のある継続的な教育 ・学校（教員）の組織的対応と一層の資質向上 ・教育委員会による支援体制を整備
平成22年4月	教育支援課の設置	
平成22年8月	「西東京市特別支援教育検討委員会」設置	
	現状把握と課題検討、作業部会の設置	・A作業部会：通常の学級における、個に応じた教育の充実のため、担任個人や学校独自だけでなく、市教育委員会が学校を支援していく仕組みの検討とあわせて、個別の教育支援計画等の様式を市内全校で統一した場合の統一様式案の検討を行う。

		<ul style="list-style-type: none"> ・B作業部会：自閉症教育の考え方を整理して、固定制の特別支援学級のあり方を検討する。 ・b作業部会：現在設置されている固定制の特別支援学級の現状や在籍児童・生徒の増加等の状況を検証し、喫緊の課題である固定制の特別支援学級の増設について検討する。
平成24年4月	「西東京市特別支援教育検討委員会作業部会」開始	
	「西東京市特別支援教育検討委員会、平成24年度における検討経過報告書」平成25年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援ツール（個別の教育支援計画や個別指導計画等の全市統一様式）の開発と市教育委員会専門家派遣の仕組（システム）の整備 ・発達障害に対する教育の問題及び背景に基づき、「自閉症」「情緒障害」「知的障害」それぞれに対する教育のあり方の検討 ・固定制の特別支援学級不足の問題の背景と現状分析、新設の検討と具体化

② 西東京市の計画による特別支援教育等に関する流れ

年 月	策定計画	記載項目
平成21年4月	総合計画（後期基本計画）平成21年度～平成25年度	<p>創 2-3 学校教育の充実</p> <p>「一人ひとりが輝き、生きる力を育む活力ある学校づくりをめざします」</p> <p>創 2-3-1「学校教育環境全般の向上に取り組みます」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の有る児童・生徒の教育ニーズにこたえ、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長するよう特別支援教育の充実、推進に努めていきます。 <p>○教育ニーズに応じた多様な教育の展開</p> <p>○通級学級の開設</p> <p>創 2-3-3「教育相談機能の充実を進めます」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの性格や行動、精神や身体の悩み、いじめや不登校等の学校生活上の問題、保護者の子育てや親子関係の悩み等に対し、臨床心理士などによる専門性の高いカウンセリングや子どものプレイセラピー等を行います。 ・教育相談員が派遣されている小学校への東京都公立学校スクールカウンセラーの配置を要請し、小・

		<p>中学校全校へのスクールカウンセラーの配置を目指します。学校との連携を強化して、いじめや不登校、ひきこもり、集団不適應、非行等の予防・早期対応に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・地域・その他の関係機関との相談機能ネットワークを活用して、多様化する相談に迅速かつ的確に対応できる体制を整え、子どもや保護者への支援を行います。 ・不登校児童・生徒への対応として、教育相談センターでのカウンセリング及びスキップ教室（適應指導教室）での指導の充実を図ります。また、不登校対策委員会を設置し、小・中連携の強化を図って不登校未然防止に努めます。 ・発達段階初期の乳幼児期から相談を受けるとともに、乳幼児期における関係機関との連携を強化することにより、就学支援が円滑に行えるようにします。 <p>○教育相談の充実 ○スクールカウンセラーの配置 ○不登校児童・生徒への対応の充実</p>
	<p>教育計画（平成 21 年度～平成 25 年度）</p>	<p>2「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて</p> <p>(4)教育相談機能の充実を図ります！</p> <p>①カウンセリング機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談機能の充実 ・専門性向上のための研修の実施 ・関係機関との連携 ・スクールカウンセラーの配置 <p>②不登校児童・生徒への対応の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策委員会における検討 ・中1 不登校未然防止の取組 ・適應指導教室の充実 <p>(5)特別支援教育の充実を図ります！</p> <p>①ニーズに応じた多様な教育の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーターの指名・養成 ・校内委員会の整備・活用 ・専門家による相談・助言・指導

	<ul style="list-style-type: none"> ・「個別指導計画」「個別の教育支援計画」の作成 ・指導体制の整備 ・副籍制度による交流、共同作業の実施の支援・推進 ②特別別支援学級の整備 ・特別支援学級（固定学級）の整備 ・通級指導学級の整備
--	--

2 西東京市における教育支援の現状

(1) 通常の学級の現状

年 度	教育相談センターによる学校支援体制
昭和 51 年	旧田無市／学校を訪問する「動く相談室」開始
平成 9 年	旧田無市／市立中学校への訪問教育相談開始、(国)スクールカウンセラー開始 旧保谷市／拠点校方式による(国)スクールカウンセラー開始
平成 10 年	旧田無市・旧保谷市／市立中学校への(都)スクールカウンセラー、心の教室相談員配置の開始
平成 11 年	旧田無市／全市立中学校に(国・都)スクールカウンセラーまたは心の教室相談員の配置、市立小学校への学校訪問教育相談開始 旧保谷市／全市立中学校に(国・都)スクールカウンセラーまたは心の教室相談員の配置、教育相談員による出張相談開始
平成 13 年	全市立中学校への(国・都)スクールカウンセラーの配置（心の教室相談員の廃止） 全市立小学校への学校訪問教育相談事業（教育相談員の毎週派遣）開始
平成 14 年	小学校訪問教育相談事業の拡大（教育相談員の隔週派遣とスクールピアの毎週派遣）
平成 18 年	全市立小学校へ心理カウンセラー（教育相談員）の毎週派遣（スクールピア廃止）
平成 19 年	学習支援員を小1の児童数が35人以上の学級を擁する小学校に配置する 専門家チーム、学校支援アドバイザー派遣の開始、指導補助員派遣の試行開始
平成 20 年	小学校2校への(都)スクールカウンセラー配置（H23年から6校に）
平成 22 年	指導補助員派遣の本格実施
平成 25 年	全市立小学校への(都)スクールカウンセラーの配置。全市立小学校への心理カウンセラーの派遣を隔週とし、名称・役割を巡回相談員に変更

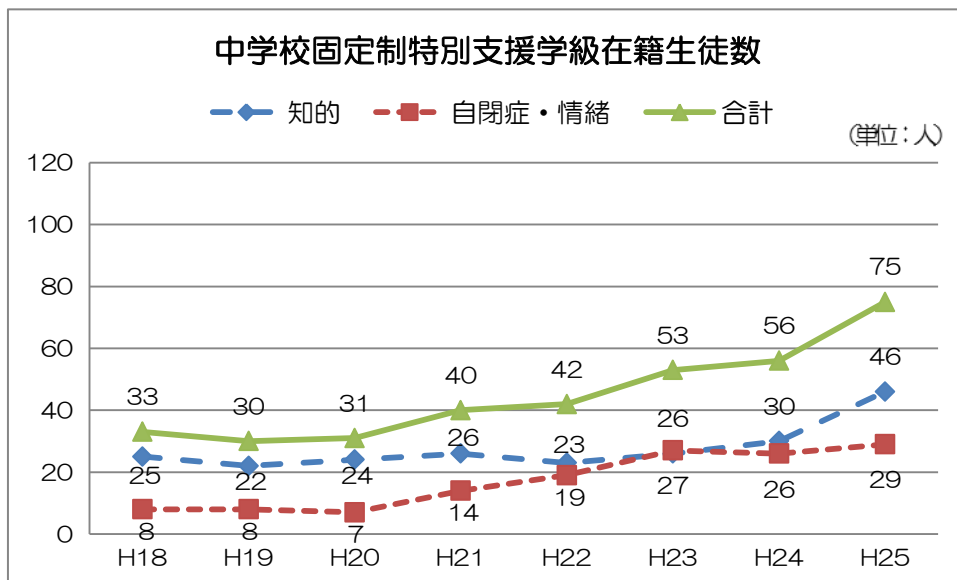
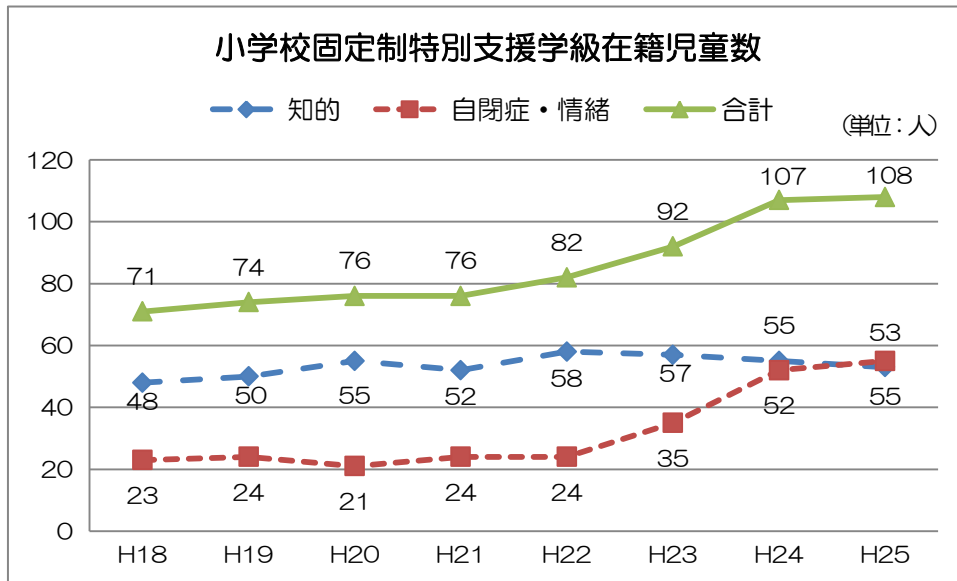
(2) 特別支援学級の現状

当市では、各学校の状況や計画に基づき特別支援学級の設置を進めてきました。次の表は、平成 26 年 4 月現在の市立小・中学校特別支援学級（固定制・通級）の設置状況、及び、平成 18 年度以降の固定制の特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移を示したものです。

市立小・中学校特別支援学級（固定制・通級）の設置状況（表中の年は設置年度）

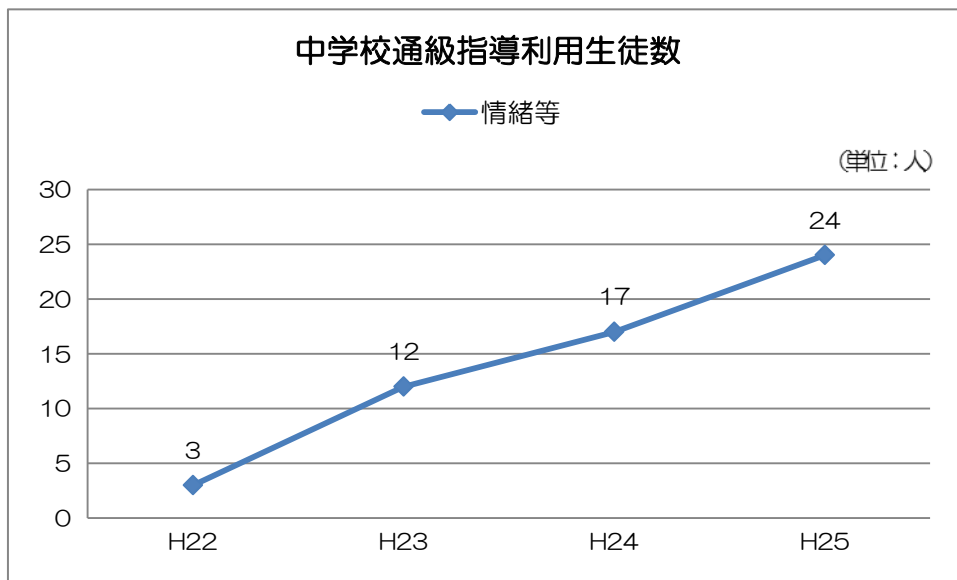
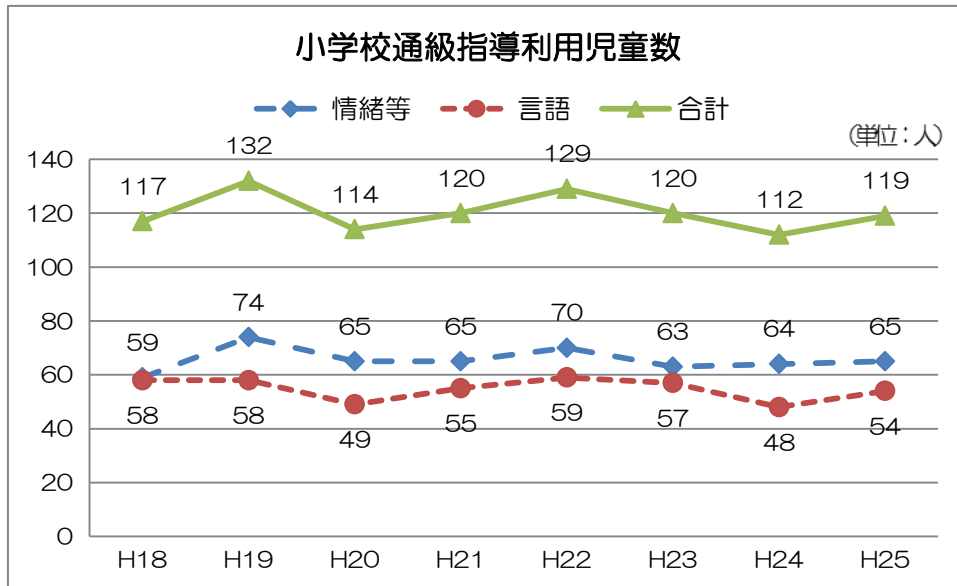
		固定制(知的)	固定制(自閉症・情緒)	通級(情緒等・言語)
1	田無小学校	昭和 36 年	昭和 59 年	
2	保谷小学校			平成 14 年(言語)
3	保谷第一小学校			平成 20 年
4	保谷第二小学校			
5	谷戸小学校			平成 13 年
6	東伏見小学校			平成 17 年
7	中原小学校	昭和 36 年	昭和 51 年	
8	向台小学校			
9	碧山小学校			
10	芝久保小学校			平成 18 年(言語)
11	栄小学校			
12	泉小学校			
13	谷戸第二小学校			
14	東小学校	平成 17 年	平成 26 年	
15	柳沢小学校	平成 26 年	平成 26 年	
16	上向台小学校			
17	本町小学校			
18	住吉小学校			
19	けやき小学校			
1	田無第一中学校	昭和 36 年	平成 12 年	
2	保谷中学校	昭和 38 年	昭和 38 年	
3	田無第二中学校			平成 22 年
4	ひばりが丘中学校			
5	田無第三中学校			
6	青嵐中学校	平成 26 年	平成 26 年	
7	柳沢中学校			
8	田無第四中学校			
9	明保中学校			

西東京市における固定制の特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移



固定制の特別支援学級の児童・生徒数は、小・中学校ともに増加傾向にあります。これは、特別支援教育に関する理解が進んだことによるものと考えられます。特に、中学校においては、通常の学級での学習面や生活面での困難さが表面化する段階での選択肢として、急激に増加してきています。

西東京市における通級指導利用児童・生徒数の推移



通級を利用している児童・生徒数は、小学校ではほぼ横這いですが、中学校では、通常の学級での不適応が表面化する事例も多く、急激に増加しています。

平成 32 年まで児童・生徒数が増加していくと推定（文部科学省調べ）されており、固定制の特別支援学級を平成 26 年度に増設しましたが、中学校の通級についても増設の準備を進める必要があります。

（３）不登校に関する教育支援

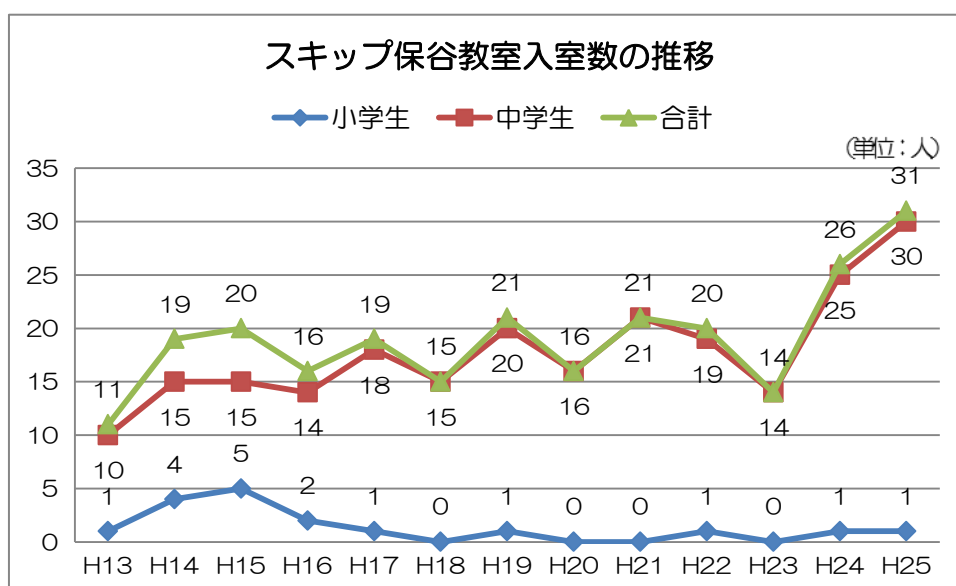
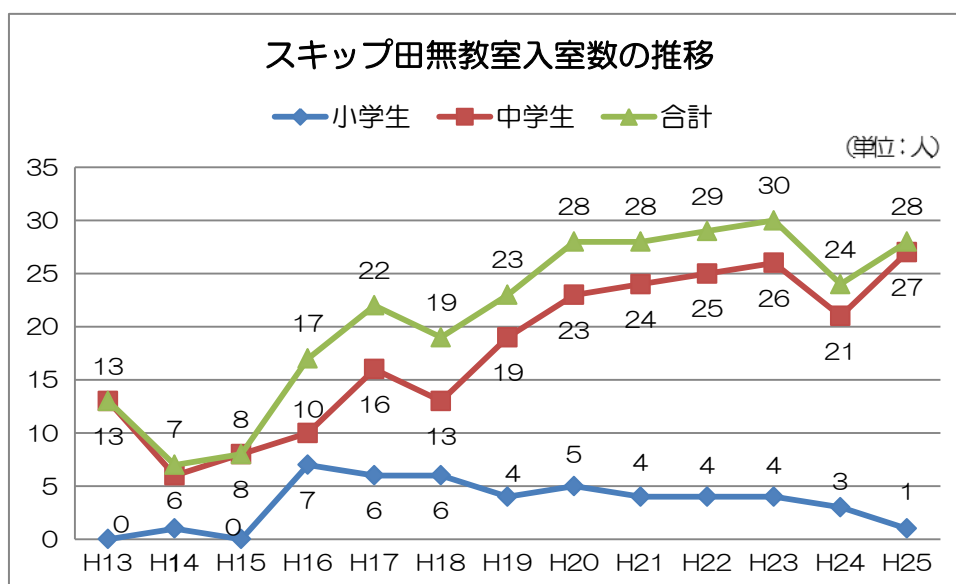
一人ひとりを大切にする教育を推進するためには、多様な教育資源を整備することが必要です。当市では、不登校児童・生徒が通うための¹⁴適応指導教室「スキップ教室」を 2 教室と、高校生の年齢までを対象とした不登校ひきこもり相談室¹⁵「Nicomo ルーム」を 1 室設置しています。

① 適応指導教室

適応指導教室の設置状況

年 度	内 容
昭和 63 年	田無市中学校相談学級を田無市立芝久保小学校内に設置
平成 元 年	保谷市スキップ教室を保谷市立保谷小学校北側別棟に設置
平成 13 年	合併によりスキップ教室として統合。それぞれ、スキップ田無教室、スキップ保谷教室と改名
平成 16 年	スキップ田無教室を西原総合教育施設に移設

適応指導教室「スキップ教室」の現状



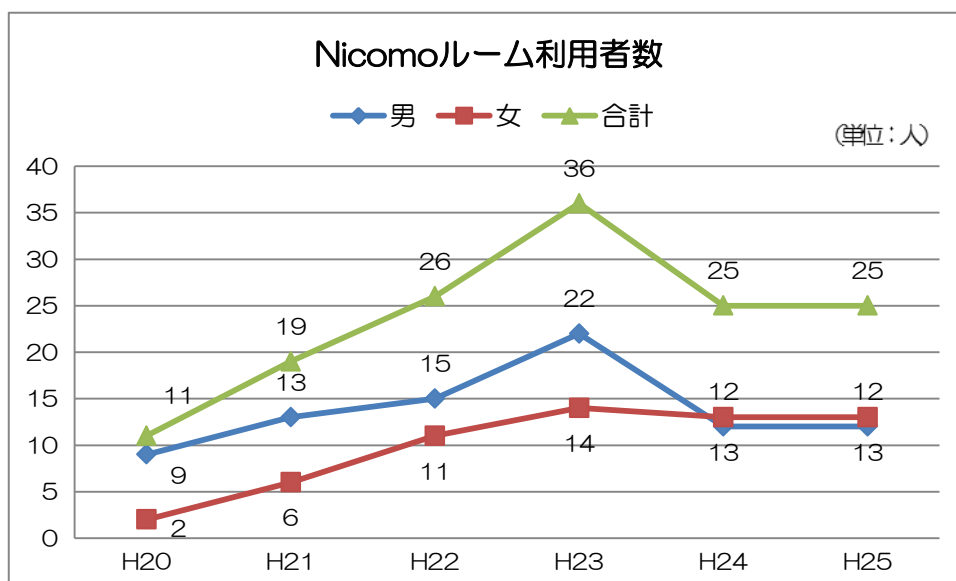
適応指導教室は入室者数が急激に増加しています。不登校児童・生徒のうち、3割程度が入室していることとなります。特に中学生の入室数が増加している要因として、高校進学を意識していることがあげられます。

②不登校ひきこもり相談室

不登校ひきこもり相談室の設置状況

年 度	内 容
平成 20 年 12 月	東京都ひきこもりセーフティネットモデル事業として西原総合教育施設3階に「Nicomo ルーム」を開室
平成 23 年 3 月	東京都ひきこもりセーフティネットモデル事業終了
平成 23 年 4 月	西東京市の単独事業として継続

不登校ひきこもり相談室「Nicomo ルーム」の現状



不登校ひきこもり相談室は、高校生の年齢までを対象としています。家庭訪問や居場所や学習の場の提供、イベント開催、デイキャンプ実施など、様々な活動を行っており、子どもや家庭の状況に応じた対応を行っています。

(4) 日本語指導に関する教育支援

① 日本語適応指導

日本語を母語としない児童・生徒の学校での学習や生活を助けるため、在籍校に一定時間指導員を派遣しています。

② 関係機関との連携

NPO 法人の子どもの日本語教室等と連携し、児童・生徒の学校生活への適応のための支援を行っています。

3 発達障害に関する教育の問題及び背景

(1) 発達障害に関する教育への注目

特殊教育から特別支援教育への転換、発達障害者支援法などに基づく様々な施策も進められ、発達障害に関する教育に注目が寄せられています。東京都教育委員会は、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」のなかで、知的な遅れのない¹⁶自閉症・¹⁷情緒障害のための固定制学級、特別支援教室とその拠点となる通級指導学級の3層構造による発達障害への教育を進めるという構想を提案しました。

(2) 情緒障害教育の変遷と現状

自閉症の対応策として、東京都で初めて「情緒障害学級」がスタートしたとき、自閉症は母子関係の障害によって引き起こされる重い情緒障害ととらえられていました。その後、自閉症は脳の器質的原因によるものとする考え方に変わりましたが、学級の名称は継続的に使用されました。国では、平成14年度に、情緒障害者を対象とする特殊学級と通級による指導について、その対象を「自閉症」、「心理的な要因による¹⁸選択性緘黙等」としました。平成18年度には、通級による指導の対象を、¹⁹学習障害者、²⁰注意欠陥多動性障害者、自閉症者、情緒障害者とし、さらに平成21年度には、情緒障害の特別支援学級における障害種を明確化するとして、「情緒障害者」を「自閉症・情緒障害者」と改めました。このように「情緒障害」という用語は、その内容が時代とともに変化してきたと言えます。

ここ数年、通級や、通常の学級での指導において、課題として浮上している点は、親子関係や家庭環境など環境の要因が原因として考えられるケースの増加です。落ち着きがない、指導についていけないなどのほか、言動にも課題が大きく、教室での適応が難しくなっていたり、学習面での落ち込みが大きいなど、個別の支援のニーズが高いケースです。医療、心理、家庭支援など様々な領域からの支援が必要なことも多いですが、「情緒障害教育」という枠組みで支援につながり、現状を支えているという現実があります。

(3) 西東京市の状況

当市では、養護学校義務化以前の昭和30年代後半(旧田無町、旧保谷町時代)から、知的障害学級のほか情緒障害学級を設け、障害のある児童・生徒を幅広く受けとめ、その後、状況に応じて教育実践を展開し現在に至っています。

現在は、発達障害に関する学齢期の支援として、1)固定制の特別支援学級(知的・情緒)、2)情緒障害等通級指導学級、3)通常の学級における支援があり、教育相談、適応指導教室なども大きく関連した取組を行っています。

固定制の特別支援学級への就学や転学及び通級の利用に際しては、就学支援委

員会及び通級入級委員会がそれぞれ開かれ、個別のケースについての検討・判断が行われています。今後は、教育実践内容が最新の実情にこたえうるものになっているか、全体的な視点から見直し検討を進めていく必要があります。